

公益財団法人小林奨学育英会奨学金給付規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人小林奨学育英会定款第4条に規定する奨学金の給付等に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(奨学金の種類)

第2条 奨学金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 大学奨学生に対する給付

第2章 大学奨学金

(給付の対象)

第3条 給付の対象は、奨学生選考委員会で選考された者とする。

(給付額等)

第4条 大学奨学生に対する給付額は、毎事業年度に定める事業計画書及び収支予算書に定める額とする。

- 2 大学奨学生は、返済を要しない。

(奨学金の給付期間)

第5条 奨学金の給付期間は、大学学部の正規の修学期間のうち4年を超えない範囲とする。ただし医学部等に関しては修学期間のうち6年を超えない範囲とする。

(認定証書の交付)

第6条 本会奨学生選考委員会の選考を経て大学奨学生を決定する。

- 2 理事長は、大学奨学生の採用を決定したときは、奨学生認定証書を認定交付式において直接本人に交付するものとする。

(奨学金の給付)

第7条 奨学金の給付は、理事長が指定する金融機関に設けた奨学生の預金口座に、毎月分を振り込む方法により行うものとする。

(奨学金の給付の停止)

第8条 理事長は、奨学生が留年、休学し、又は長期にわたって欠席した場合は、当該期間、奨学金の給付を停止することができる。

(奨学金の給付の復活)

第9条 理事長は、前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

(奨学金の給付の打ち切り)

第10条 理事長は、奨学生が次の各号の一に該当した場合は、奨学金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になり、卒業の見込みがなくなったとき。
- (4) 在学する大学から就学の継続が不適格と認められたとき。

- (5) 倫理に反する行為が認められたとき。
 - (6) 奨学生の給付を受けることを辞退したとき。
 - (7) その他奨学生の目的を達成する見込みがなくなったとき。
 - (8) 前各号のほか、奨学生として適正でないと認められたとき。
- 2 死亡した時並びに、怪我等、疾病のために卒業の見込みがなくなったときは、奨学生の給付を直ちに打ち切るものとする。

(学業成績及び生活状況の報告)

第 11 条 奨学生は、毎年度終了後 1 ヶ月以内に、学業成績表、在学証明書及び生活状況報告書(ホームページ様式第 2 号)を理事長に提出しなければならない。ただし、卒業又は終了に当たっては、在学証明書に替えて、卒業証明書又は修了証明書を提出しなければならない。

(奨学生に対する指導)

第 12 条 理事長は、奨学生の資質の向上を図るため、学業及び生活に関して適切な指導を行うものとする。

(奨学生の届出)

第 13 条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、遅延なくその旨を書面(ホームページ様式第 2 号)により本会に届け出なければならない

- (1) 退学し、又は転学したとき。
- (2) 留年したとき。
- (3) 停学その他の処分を受けたとき。
- (4) 休学又は長期にわたって欠席するとき。
- (5) 復学したとき。
- (6) 本人又は保護者の住所、氏名、電話番号等を変更したとき。

(奨学生の辞退)

第 14 条 奨学生は、いつでも奨学生の辞退を申し出ることができる。

(給付契約書の提出)

第 15 条 奨学生は、奨学生の給付を受けるに当たり、「公益財団法人小林育英会奨学生給付契約書」を提出しなければならない。

(奨学生の返還)

第 16 条 理事長は、第 11 条又は第 14 条の各号の一に該当し、かつ、故意による重大な違約が認められた場合は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、当該期間に給付した奨学生の返還を求めることができる。

2 奨学生の返還は、貸与規程に準ずる。

第 3 章 補則

(規程の見直し等)

第 17 条 この規程は、必要に応じて見直すこととする。

2 前項の結果、この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経なければならぬ。

(補則)

第 18 条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 11 月 12 日から施行する。